指定管理者候補者の選定結果について

こども未来部こども政策課所管の新潟市立乳児院について、令和元年8月30日より指定管理者を 公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

| 公券してわりまし | たが、以下のとおり候補者を選定しました。 | | | |
|--------------------------|--|--------|----|--|
| 施設名 | 新潟市立乳児院 | 区分 | 公募 | |
| 所在地 | 新潟市中央区川岸町1丁目57番地1 | | | |
| 施設の概要 | 保護者のない児童や、保護者の適切な養育を受けられない児童(主として1歳未満だが、必要に応じて小学校就学前まで入所可)を養育するとともに、退所した児童の家庭に対し相談などの支援を行うことを目的とした、児童福祉法第37条に規定する施設。 | | | |
| 指定管理者 申請者 評価会議 | 委員黒沼 有紗(弁護士)委員小武 賢二(公認会計士)委員小嶋 眞(新潟県中央児童相談所 所長)委員五十嵐 ふさい(ファミリーホームいからし 管理者)委員藤瀬 竜子(新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科 准教授) | | | |
| 指定管理者 (候補者) | 社会福祉法人 愛宕福祉会 代表者 理事長 石崎 昂一 住 所 新潟市北区松潟1510番地 | | | |
| 指定期間 (予定) | 令和2年4月1日~7年3月31日 | | | |
| 選定理由 | 指定管理者候補者の選定にあたっては、応募が1団体であったため、新潟市立 乳児院指定管理者申請者評価会議において、上記応募者から提出を受けた事業計 画書等の資料をもとに、選定基準に基づき評価を行った。 その後、評価会議における各委員からの意見と評価結果を参考に総合的に検討 した結果、上記応募者は、現指定管理者であることを踏まえ、法人として培って きたノウハウやネットワークを活かした人材育成や職員配置をはじめ、養育・支 援についての取り組みが優れているほか、家庭・里親への支援、関係機関等との 連携・協力体制が適切であり、指定管理者としての業務遂行能力を有すると認め られるため、指定管理者の候補者として選定した。 なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は別表のとおりであ る。 | | | |
| 現在の指定管 理状況との主 な変更点 | 令和元年度に策定予定の新潟県社会的養育推 に協議・検討が行えるよう仕様書に定め、計 慮した。 | | | |
| スケジュール | 第1回評価会議 8月22日 ※仕様書・選定 募集要項等配布 8月30日~9月30日 公募説明会 9月9日 質問受付 ~9月13日 応募受付 ~9月30日 第2回評価会議 10月21日 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管 | 理者に指定さ | | |
| 所管部署 (問い合わせ先) | こども未来部こども政策課虐待対策グループ TEL:025-226-1193 (直通) E-mail:mirai@city.niigata.lg.jp | | | |

別表 (評価結果)

| 選定基準 | 評価項目 | 配点 | 候補者 |
|--|-------------------------------------|------|--------|
| 基本方針 | 応募の動機 | 20点 | 16. 4 |
| | 運営理念・基本方針 | 30点 | 23. 4 |
| 施設の効用を 最大限に発揮 し、管理経費 の削減が図ら れること | 予算の範囲内での適正な執行及び経費節減の取 り組み | 20点 | 16. 8 |
| | ニーズの把握及び事業改善 | 30点 | 21. 6 |
| | 養育、支援の具体的な取り組み | 50 点 | 43. 0 |
| | 家庭、里親への支援の具体的な取り組み | 50 点 | 37. 0 |
| | 自立支援計画、記録についての具体的な取り組 み | 30 点 | 24. 6 |
| | 関係機関等との連絡・協力体制についての取り 組み | 50 点 | 40. 0 |
| | 地域との交流等の取り組み | 30点 | 23. 4 |
| | 苦情等への対応 | 20点 | 15. 2 |
| 事業計画に沿った管理を安 定して行う能 力を有していること | 財務状況・収支計画 | 20点 | 15. 2 |
| | 事業実績 | 50点 | 39. 0 |
| | 職員配置・勤務体制 | 50 点 | 39. 0 |
| | 人材育成 | 50 点 | 40. 0 |
| | 安全管理体制 | 40 点 | 30. 4 |
| | 緊急時の対応 | 40点 | 30. 4 |
| | 個人情報保護・情報公開・コンプライアンス・ワ ークライフバランス | 20点 | 16. 0 |
| 合 計 | | 600点 | 471. 4 |
| 【参考】100点換算 | | 100点 | 78. 6 |

[※]点数は、評価会議の委員5名の平均

【参考】は合計点を 100 点に換算した数字 (※合計点が 100 点の場合は削除すること)